平成２５年（フ）第３５号
岐阜市三番町15番地
債務者　コーヒーショップトタニこと　戸谷　敏英
1　決定年月日時　平成25年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで　岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１９号
岐阜県飛騨市神岡町館野町12番地13
債務者　田立　　仁
1　決定年月日時　平成25年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで　岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２５年（フ）第１４号
滋賀県東近江市東沖野２丁目４番28号
債務者　鈴木　純一
1　決定年月日時　平成25年２月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第２６号
兵庫県姫路市家島町真浦764番地
債務者　大石　治代
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１０号
兵庫県豊岡市竹野町竹野50番地の１
債務者　冨本　雅之
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで　神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２４年（フ）第４５１号
奈良市北之庄町66番地の１　サンパレス21奈良Ⅱ―304号
債務者　米田　竜志
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで　奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第４６３号
京都市山科区西野広見町５番地13、申立時の住所奈良県大和郡山市北郡山町101番地１　セルティア102号
債務者　長谷川武志
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで　奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１３号
奈良県桜井市大字阿部627番地の１　Ｂ―101
債務者　木村　範孝
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで　奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１７３号
鳥取県米子市中島１丁目４番61号
債務者　山田　雄太
1　決定年月日時　平成25年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第１８５号
鳥取県米子市上後藤６丁目４番５号
債務者　木村雪江こと　姜　　雪江
1　決定年月日時　平成25年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第１２８６号
広島市佐伯区五日市中央２丁目９番１―503号
債務者　越川　光治
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３号
広島県廿日市市佐方４丁目８番32―302号
債務者　田中　忠春
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３３号
広島市西区草津東１丁目８番12―409号
債務者　豊岡　和裕（旧姓見常）
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３７号
広島市中区上幟町１番15―901号　パオビル上幟Ⅱ86
債務者　角本　邦昭
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４６号
広島市安芸区中野２丁目62番３―203号
債務者　松岡　美砂
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４８号
広島市中区舟入町11番25―902号
債務者　住吉　　誠
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８号
愛媛県新居浜市高津町３番10号
債務者　秋月　芳美
1　決定年月日時　平成25年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで　松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第１０号
愛媛県新居浜市岸の上町１丁目14番124号
債務者　合田　雪美
1　決定年月日時　平成25年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで　松山地方裁判所西条支部